

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年10月12日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型 アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型 アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型 アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型 1兆円を上限とします。 アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型 1兆円を上限とします。 アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型 1兆円を上限とします。 アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型  
 アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型  
 アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型  
 アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型

以上を総称して「ファンド」といい、各々を「各ファンド」ということがあります。  
 ファンドまたは各ファンドの愛称を「アジアンストリート」とします。

ファンドの名称中に毎月決算型を含む各ファンドを総称して「アジアリート戦略オープン（毎月決算型）」または「毎月決算型」、年2回決算型を含む各ファンドを総称して「アジアリート戦略オープン（年2回決算型）」または「年2回決算型」とそれぞれいうことがあります。

各ファンドについては、以下の略称を用いることがあります。

ファンドの名称		略称	略称
アジアリート戦略 オープン	（為替ヘッジあり） 毎月決算型	（為替ヘッジあり） 毎月決算型	為替ヘッジあり
	（為替ヘッジあり） 年2回決算型	（為替ヘッジあり） 年2回決算型	
	（為替ヘッジなし） 毎月決算型	（為替ヘッジなし） 毎月決算型	為替ヘッジなし
	（為替ヘッジなし） 年2回決算型	（為替ヘッジなし） 年2回決算型	

また、各ファンドの共通の内容はまとめて記載します。

## (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 1兆円を上限とします。

## (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
 基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（7）【申込期間】

2022年10月13日から2023年10月12日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を2022年12月20日までとし、2022年12月22日をもって信託を終了する予定です。詳しくは（12）その他をご確認ください。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（11）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

・毎月決算型の2ファンド間および年2回決算型の2ファンド間のみでスイッチング<sup>\*</sup>が可能

です。

\* スイッチングとは、ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

なお、スイッチングにより換金をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

#### < 繰上償還の予定について >

ファンドの受益権の口数が信託約款に定められた口数を下回っており、償還することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき2022年10月14日現在の受益者（2022年10月12日までに、取得申込みの受付を完了された受益者が対象となります。）に、2022年12月22日付けで繰上償還することについての書面による決議（「書面決議」といいます。）を2022年11月16日に行います。

当書面決議に賛成された受益者の議決権の合計数が、2022年10月14日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権総数の3分の2以上の場合、ファンドは繰上償還となり、取得申込みの受付は2022年12月20日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を、2022年10月14日現在の受益者にお知らせいたします。

当書面決議の結果（繰上償還の可否）につきましては、2022年11月16日に委託会社のホームページ（<https://www.am.mufg.jp/>）にてお知らせいたします。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド 1,500億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 商品分類表

<各ファンド>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

## 該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

<(為替ヘッジあり) 毎月決算型>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	日々	オセアニア	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
	その他	中南米		
		アフリカ		
		中近東(中東)		
不動産投信	その他	エマージング		
その他資産(投資信託証券 (不動産投信))				
資産複合				

## &lt; (為替ヘッジあり) 年2回決算型 &gt;

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	日々	オセアニア	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
	その他	中南米		
		アフリカ		
		中近東(中東)		
不動産投信	その他	エマージング		
その他資産(投資信託証券 (不動産投信))				
資産複合				

## &lt; (為替ヘッジなし) 毎月決算型 &gt;

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券 （不動産投信））		アフリカ		
資産複合		中近東（中東）		
		エマージング		

## &lt;（為替ヘッジなし）年2回決算型&gt;

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券 （不動産投信））		アフリカ		
資産複合		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）各ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

前記の各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

## 該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券 （不動産投信））	投資信託証券を通じて、主として不動産投信に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 <sup>*</sup> 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

\* 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

[ ファンドの目的・特色 ]



## ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**特色1** 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等に投資します。

- ◆各ファンドは、アジア・リート・マスター・ファンド\*（以下「ARMF」ということがあります。）への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と値上がり益の獲得を目指します。各ファンドは、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

\* ARMFは、ケイマン籍投資信託証券で、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが運用を行います。

**リートとは** リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



### 好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の資格要件を満たすことで法人税等が减免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ることで好利回りが期待されます。



### 専門家の不動産運営

不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



### 少額から投資可能

不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



### 流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



### 不動産投資のリスク分散

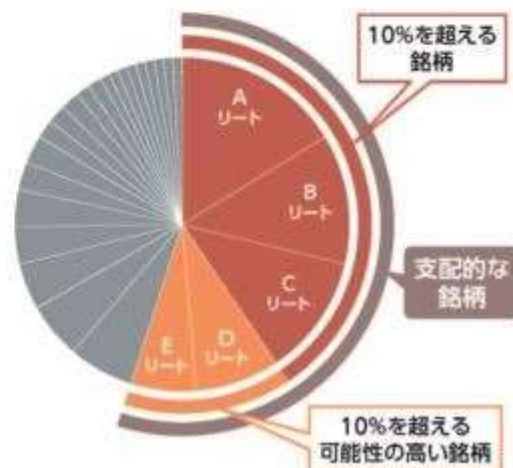
複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

- ◆各ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限（分散投資規制）を設けており、投資対象に支配的な銘柄（寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄）が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

- ◆各ファンドは、日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場している不動産投資信託（リート）等に実質的に投資します。各ファンドの投資対象には支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

\*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。

### 投資対象における寄与度の例



※上記の図は特化型運用を説明するためのイメージ図であり、実際とは異なります。

特色2

為替ヘッジの有無により、「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」があります。

◆各ファンドが投資を行うARMFにおいては、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託(リート)等に投資を行います(以下、ARMFが投資を行う不動産投資信託(リート)等の通貨のことを「原資産通貨」ということがあります。)

●為替ヘッジあり

保有する原資産通貨について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。為替取引には、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用します。

●為替ヘッジなし

保有する原資産通貨について、原則として為替ヘッジを行いません。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算型

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

年2回決算型

年2回決算を行い、収益の分配を行います。

<毎月決算型>

◆毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

<年2回決算型>

◆毎年1月13日および7月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

「年2回決算型」は、原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で、全額分配を行います。(資金動向や市況動向等により変更する場合があります。)

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## ■ ファンドのしくみ

### ◆ ファンド・オブ・ファンズ方式<sup>\*1</sup>により運用を行います。

<sup>\*1</sup> ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



※当ファンドおよびマネー・プール マザーファンド内は三菱UFJ国際投信が運用を行います。  
 ※「毎月決算型」の2ファンド類、「年2回決算型」の2ファンド類でそれぞれスイッチング<sup>\*2</sup>が可能です。  
 ただし、販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。  
<sup>\*2</sup> スwitchingとは、各ファンドを検査した受取金額をもって当該検査の請求日に各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

## 収益分配金に関する留意事項

◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が  
支払われるイメージ



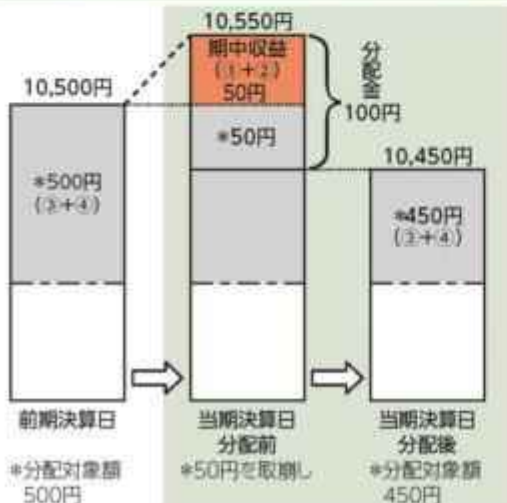
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

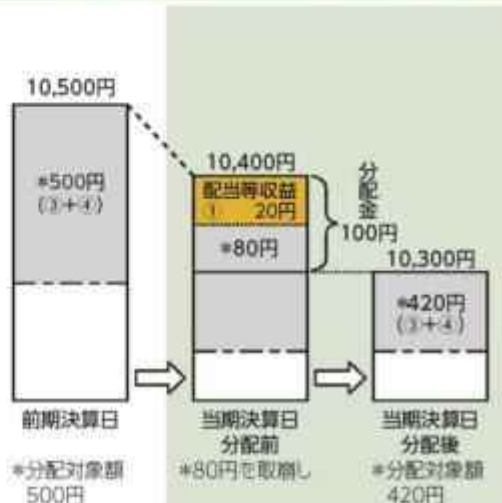
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



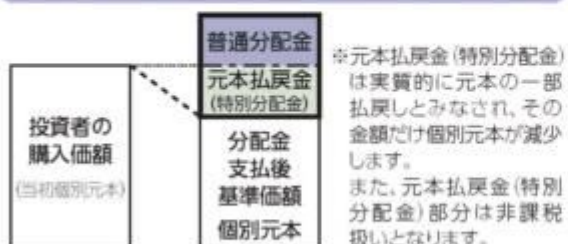
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

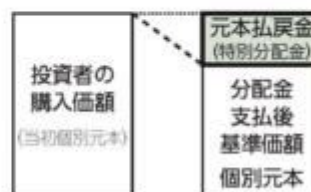
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ 主な投資制限

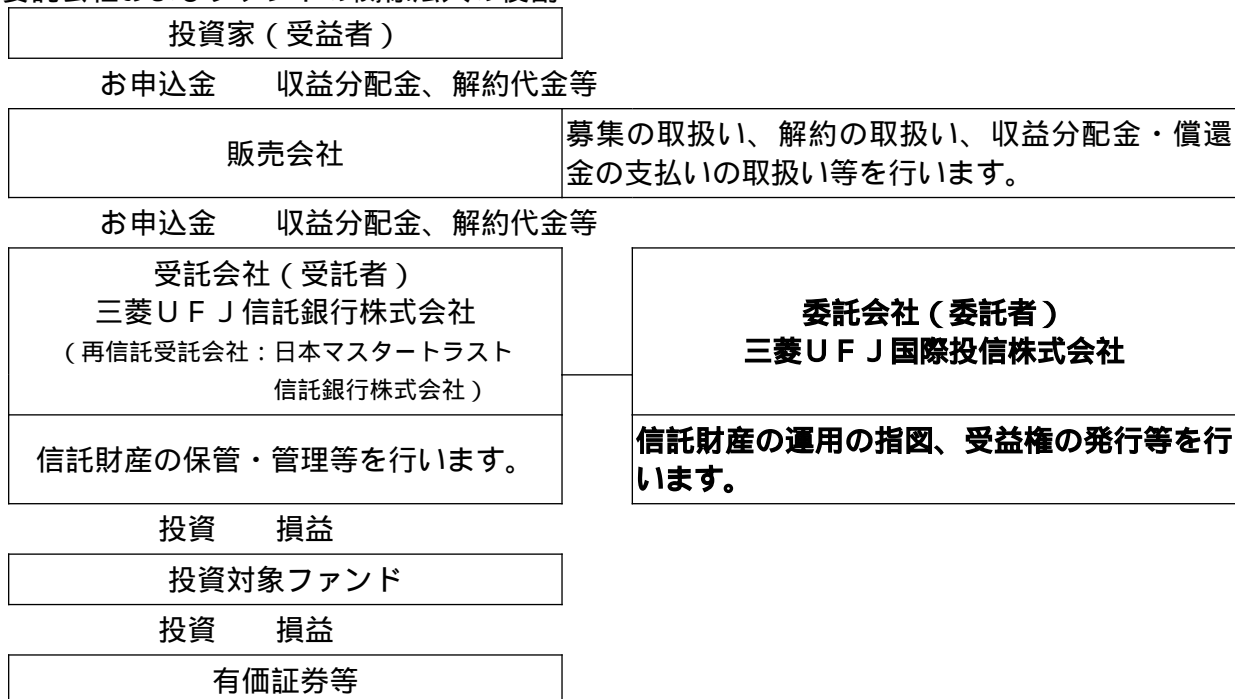
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
1発行体等あたりの投資制限	1発行体等あたりの各ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。

### (2) 【ファンドの沿革】

2015年8月21日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

#### 委託会社の概況（2022年7月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
- ・ 沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

#### ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 投資態度

a．円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（後記「 1 」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

b．円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（後記「 1 」をご参照ください。）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。なお、「（為替ヘッジあり）毎月決算型」および「（為替ヘッジあり）年2回決算型」については、当該外国投資信託において、原則として為替ヘッジを行います。（為替ヘッジの内容については後記「 2 」をご参照ください。）

- c. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

- 1 各ファンドが投資する「アジア・リート・マスター・ファンド」は、以下の通りとなります。

各ファンド	アジア・リート・マスター・ファンド
（為替ヘッジあり）毎月決算型 （為替ヘッジあり）年2回決算型	J P Yクラス
（為替ヘッジなし）毎月決算型 （為替ヘッジなし）年2回決算型	Local Currencyクラス

- 2 為替ヘッジの内容は以下の通りとなります。

各ファンド	為替ヘッジの内容
（為替ヘッジあり）毎月決算型 （為替ヘッジあり）年2回決算型	原資産通貨の売り、円の買い
（為替ヘッジなし）毎月決算型 （為替ヘッジなし）年2回決算型	-

- 3 各ファンドの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、主要投資対象として「アジア・リート・マスター・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

#### 運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

#### （2）【投資対象】

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（前記（1）投資方針「1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

#### 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

#### 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド(前記（1）投資方針「1」をご参照ください。)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期

社債等を除きます。）

- b . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - c . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、 a . および b . の証券または証書の性質を有するもの
  - d . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- a . の証券および c . の証券または証書のうち a . の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形

#### 特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の a . から d . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (参考)各ファンドが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称	アジア・リート・マスター・ファンド	( J P Y クラス ) ( Local Currency クラス )
形態等	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建	
目的及び基本的性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。</li> <li>・ シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託（リート）等に投資を行います。また、 J P Y クラスでは、原則として外国為替予約取引および直物為替先渡取引（ N D F ）等を活用した為替取引を行います。</li> </ul>	

運用方針及び投資制限	<p>1. 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等に投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産投資信託(リート)等の組入比率は原則として高位を保ちます。</li> </ul> <p>2. シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託(リート)等に投資を行います(以下、投資先ファンドが投資を行う不動産投資信託(リート)等の通貨のことを「原資産通貨」ということがあります。)。各クラスにおける為替取引は以下の通りです。</p>	
	J P Y クラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り/円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行います。
	Local Currency クラス	原則として、原資産通貨について為替取引は行いません。
	<p>3. 投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p> <p>4. 1発行体等あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。</p>	
投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)	
信託期限	無期限	
設定日	2013年9月20日	
会計年度末	毎年8月末	
収益分配	原則として、毎月分配を行います。	
信託(管理)報酬	<p>純資産総額に対して年率0.74%程度 (運用報酬:年率0.65%、管理費用:年率0.09%程度)</p> <p>上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。</p>	

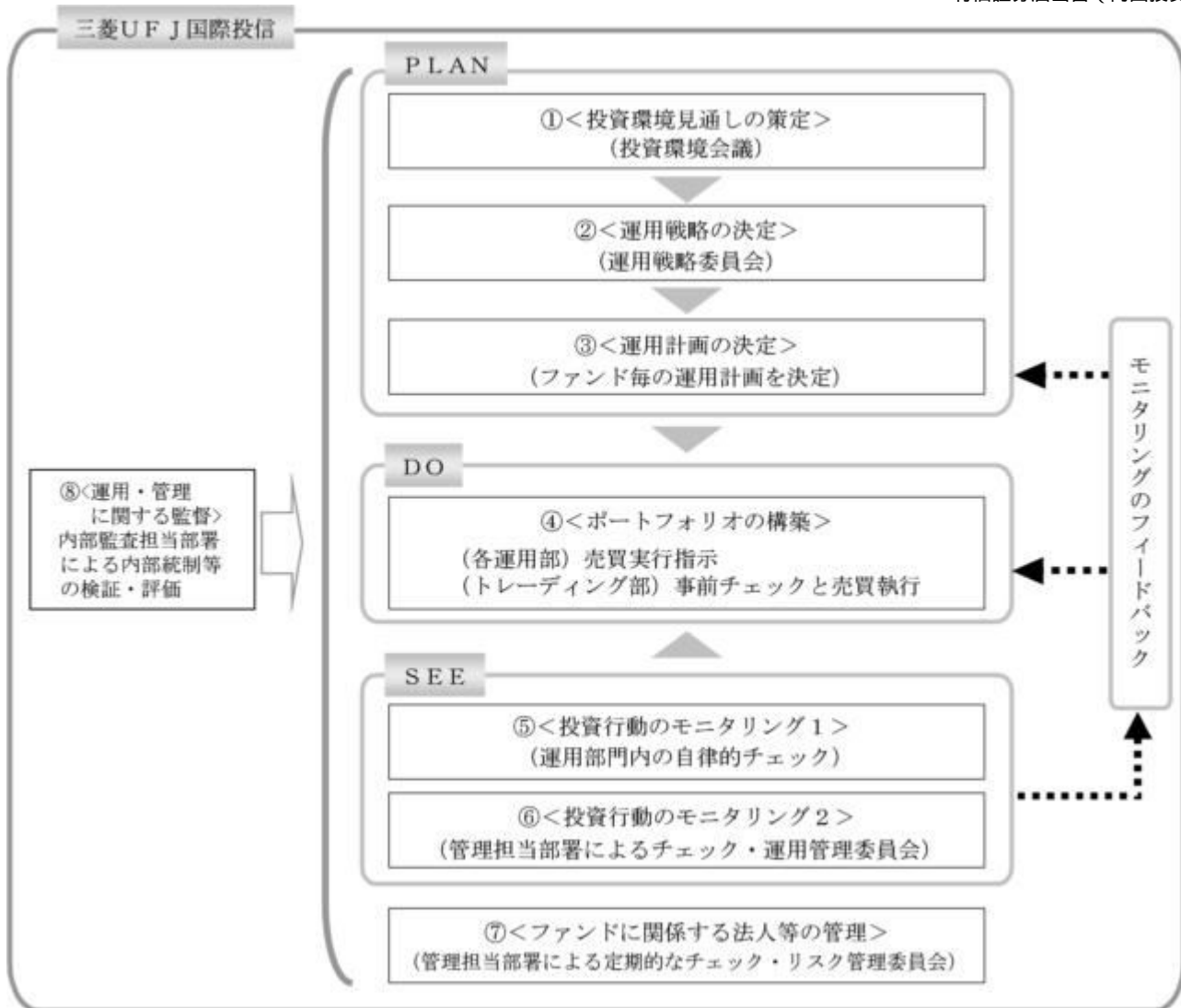
「イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド」について  
イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、1994年10月にシンガポールにおいて設立された運用会社です。アジア・アフリカ地域を中心に金融サービスを展開する英国ブルーデンシャル社のアジアにおける資産運用事業部門であるイーストスプリング・インベストメンツ・グループに所属しており、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。(2022年6月末現在)

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。



投資態度	<p>わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。</p> <p>わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。</p> <p>(ア) A - 2 格相当以上の短期信用格付  (イ) A 格相当以上の長期信用格付  (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの</p> <p>投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。</p> <p>投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>・ 外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日(休業日の場合は翌営業日とします。)
主な関係法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社</li> <li>・ 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社</li> </ul>

## (3) 【運用体制】



### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理

担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

###### <毎月決算型>

毎月13日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は2015年12月14日とします。

###### a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

###### b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

###### c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

###### <年2回決算型>

毎年1月13日および7月13日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

###### a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

###### b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象収益額の範囲内で、全額分配を行います。(資金動向や市況動向等により変更する場合があります。)

なお、分配対象収益額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。

###### c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

##### 収益分配金の交付

###### a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、

受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約<sup>\*</sup>」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

信用リスク集中回避のための投資制限

a. 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. の比率を超えることとなった場合には、委託会社は、原則として、超えることとなった日から1ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、各ファンドの設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを

得ない事情がある場合を除きます。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

##### a. 為替変動リスク

###### <為替ヘッジあり>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として原資産通貨売り／円買いの為替取引により対円では為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、円金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

###### <為替ヘッジなし>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として為替取引を行いません。そのため、原資産通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

##### b. 価格変動リスク

実質的に投資しているリート等の価格は当該リート等が組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リート等の価格が上昇すればファンドの基準価額の上昇要因となり、リート等の価格が下落すればファンドの基準

価額の下落要因となります。

c. 金利変動リスク

金利上昇時には実質的に投資しているリート等の配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リート等の価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リート等が資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リート等の価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

d. 信用リスク

実質的に投資しているリート等の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リート等の価格が下落すれば、ファンドの基準価額の下落要因となります。

e. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リート等は市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

f. カントリー・リスク

リート等の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・ 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・ 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・ 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・ 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国のリート等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

g. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

h. その他の主な留意点

- （a）投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、a. から g. までのリスクの影響が大きくなる可能性があります。
- （b）主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- （c）各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該ファンドは繰上償還されます。また、各ファンドについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- （d）法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

- (e) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- (f) リート等の構造上のリスク
- ・ リート等が投資する不動産に関するリスク  
リート等が投資を行う不動産の特性(所在地、使用目的、権利関係など)や状況(稼働率、賃料水準など)に対する評価は、リート等の価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リート等の価格が下落することがあります。
  - ・ リート等の経営陣等に関するリスク  
リート等の経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リート等の収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリート等の価格形成等に影響を与えることがあります。
  - ・ リート等の資金調達に関するリスク  
リート等は制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリート等は、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
  - ・ リート等の規模に関するリスク  
一般的にリート等の時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。
  - ・ リート等の規制環境に関するリスク  
リート等に関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リート等の価格形成等に影響を与えることがあります。
- (g) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- (h) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

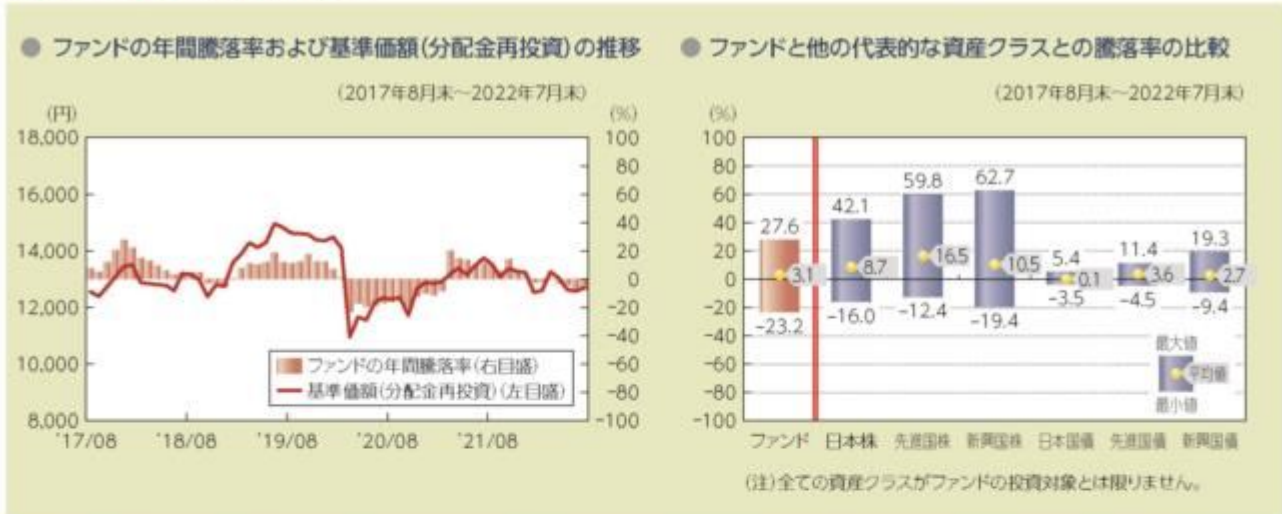
\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。



## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

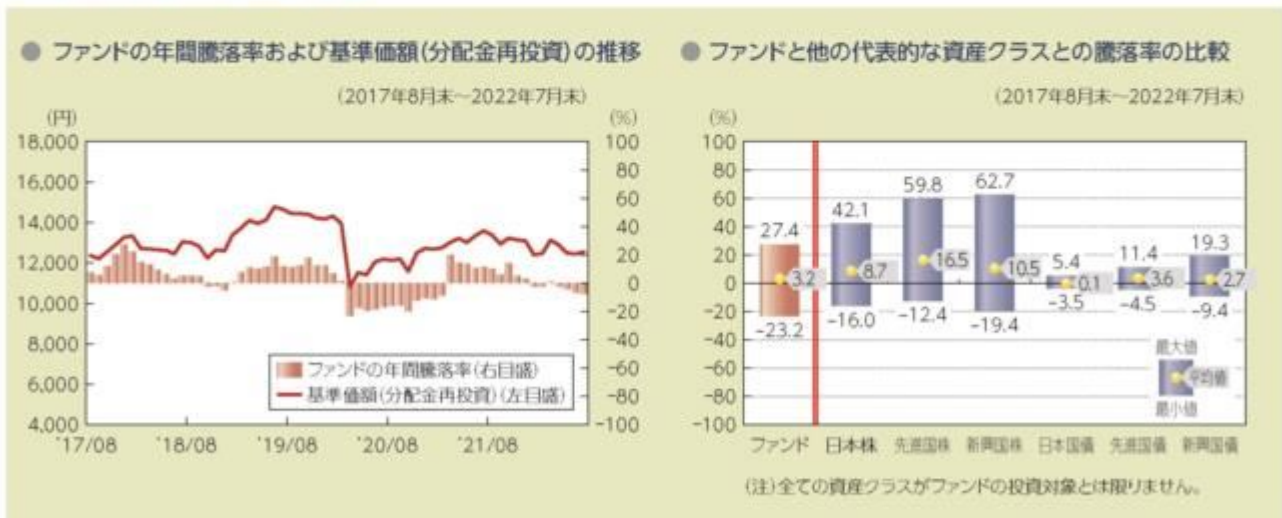
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### (為替ヘッジあり) 毎月決算型



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### (為替ヘッジあり) 年2回決算型



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## （為替ヘッジなし）毎月決算型

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したもものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## （為替ヘッジなし）年2回決算型

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したもものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率  
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

## (2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

## (3)【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.2430%（税抜 1.1300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されません。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 /

365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。  
信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

前記のほかに各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率<sup>\*</sup>は、年率1.9830%程度（税込）（年率1.8700%程度（税抜））です。

\* 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「アジア・リート・マスター・ファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.65%、管理費用：年率0.09%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等もファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

#### （４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

## 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

上記は2022年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型】

#### （1）【投資状況】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	43,647,860	98.99
親投資信託受益証券	日本	9,990	0.02
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		436,412	0.99
純資産総額		44,094,262	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

令和 4年 7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド（JPYクラス）	70,195,980	0.6	42,117,588	0.6218	43,647,860	98.99
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,952	1.0039	9,990	1.0039	9,990	0.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 7月29日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.99
親投資信託受益証券	0.02
合計	99.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成27年12月14日)	115,682,593	115,910,741	10,141	10,161
第2計算期間末日 (平成28年 1月13日)	112,541,055	112,769,216	9,865	9,885
第3計算期間末日 (平成28年 2月15日)	113,434,244	113,662,422	9,943	9,963
第4計算期間末日 (平成28年 3月14日)	97,710,190	97,898,385	10,384	10,404
第5計算期間末日 (平成28年 4月13日)	89,753,602	89,923,769	10,549	10,569
第6計算期間末日 (平成28年 5月13日)	88,538,950	88,705,720	10,618	10,638
第7計算期間末日 (平成28年 6月13日)	87,639,051	87,802,595	10,717	10,737
第8計算期間末日 (平成28年 7月13日)	92,981,915	93,145,471	11,370	11,390
第9計算期間末日 (平成28年 8月15日)	82,411,051	82,555,805	11,386	11,406
第10計算期間末日 (平成28年 9月13日)	143,672,478	143,920,462	11,587	11,607
第11計算期間末日 (平成28年10月13日)	245,690,298	246,131,446	11,139	11,159
第12計算期間末日 (平成28年11月14日)	281,696,724	282,212,537	10,922	10,942
第13計算期間末日 (平成28年12月13日)	267,919,559	268,418,814	10,733	10,753
第14計算期間末日 (平成29年 1月13日)	272,794,192	273,303,553	10,711	10,731
第15計算期間末日 (平成29年 2月13日)	255,720,221	256,187,065	10,955	10,975
第16計算期間末日 (平成29年 3月13日)	227,423,453	227,848,175	10,709	10,729
第17計算期間末日 (平成29年 4月13日)	226,808,550	227,213,489	11,202	11,222
第18計算期間末日 (平成29年 5月15日)	257,186,638	257,638,172	11,392	11,412
第19計算期間末日 (平成29年 6月13日)	282,907,331	283,388,612	11,756	11,776
第20計算期間末日 (平成29年 7月13日)	239,875,829	240,284,589	11,737	11,757
第21計算期間末日 (平成29年 8月14日)	223,399,721	223,770,309	12,056	12,076
第22計算期間末日 (平成29年 9月13日)	203,795,403	204,131,780	12,117	12,137
第23計算期間末日 (平成29年10月13日)	158,006,748	158,269,323	12,035	12,055
第24計算期間末日 (平成29年11月13日)	141,707,972	141,936,382	12,408	12,428
第25計算期間末日 (平成29年12月13日)	135,711,472	135,924,859	12,720	12,740

第26計算期間末日	(平成30年 1月15日)	137,585,569	137,798,199	12,941	12,961
第27計算期間末日	(平成30年 2月13日)	125,528,784	125,737,077	12,053	12,073
第28計算期間末日	(平成30年 3月13日)	128,100,609	128,308,742	12,309	12,329
第29計算期間末日	(平成30年 4月13日)	124,205,235	124,408,434	12,225	12,245
第30計算期間末日	(平成30年 5月14日)	124,250,195	124,453,437	12,227	12,247
第31計算期間末日	(平成30年 6月13日)	123,286,708	123,489,590	12,154	12,174
第32計算期間末日	(平成30年 7月13日)	123,951,042	124,153,775	12,228	12,248
第33計算期間末日	(平成30年 8月13日)	114,848,193	115,034,474	12,331	12,351
第34計算期間末日	(平成30年 9月13日)	113,149,643	113,335,130	12,200	12,220
第35計算期間末日	(平成30年10月15日)	108,153,648	108,339,180	11,659	11,679
第36計算期間末日	(平成30年11月13日)	108,514,808	108,700,392	11,694	11,714
第37計算期間末日	(平成30年12月13日)	112,575,577	112,761,245	12,127	12,147
第38計算期間末日	(平成31年 1月15日)	115,316,633	115,503,963	12,312	12,332
第39計算期間末日	(平成31年 2月13日)	121,053,869	121,242,839	12,812	12,832
第40計算期間末日	(平成31年 3月13日)	106,944,150	107,107,066	13,129	13,149
第41計算期間末日	(平成31年 4月15日)	108,194,716	108,357,823	13,267	13,287
第42計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	108,102,320	108,265,645	13,238	13,258
第43計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	71,520,279	71,625,560	13,587	13,607
第44計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	73,755,376	73,860,712	14,004	14,024
第45計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	71,293,024	71,398,562	13,510	13,530
第46計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	71,505,924	71,611,267	13,576	13,596
第47計算期間末日	(令和 1年10月15日)	70,563,082	70,667,771	13,480	13,500
第48計算期間末日	(令和 1年11月13日)	65,897,193	65,998,173	13,052	13,072
第49計算期間末日	(令和 1年12月13日)	65,130,879	65,230,219	13,113	13,133
第50計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	66,334,183	66,433,732	13,327	13,347
第51計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	66,704,191	66,803,480	13,436	13,456
第52計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	59,161,999	59,259,607	12,122	12,142
第53計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	50,697,490	50,795,391	10,357	10,377
第54計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	52,883,440	52,981,595	10,775	10,795
第55計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	55,668,484	55,766,893	11,314	11,334
第56計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	54,472,333	54,568,998	11,270	11,290
第57計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	53,902,617	53,999,253	11,156	11,176
第58計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	54,123,248	54,219,532	11,242	11,262
第59計算期間末日	(令和 2年10月13日)	53,615,210	53,711,719	11,111	11,131
第60計算期間末日	(令和 2年11月13日)	53,825,104	53,920,930	11,234	11,254
第61計算期間末日	(令和 2年12月14日)	55,757,962	55,855,696	11,410	11,430
第62計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	57,587,720	57,685,729	11,751	11,771
第63計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	56,233,154	56,331,387	11,449	11,469
第64計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	56,188,753	56,287,221	11,413	11,433
第65計算期間末日	(令和 3年 4月13日)	56,863,447	56,960,747	11,688	11,708
第66計算期間末日	(令和 3年 5月13日)	56,489,462	56,586,003	11,703	11,723
第67計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	58,220,945	58,317,661	12,040	12,060



第68計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	59,717,952	59,815,652	12,225	12,245
第69計算期間末日	(令和 3年 8月13日)	60,002,798	60,101,500	12,158	12,178
第70計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	59,097,156	59,196,081	11,948	11,968
第71計算期間末日	(令和 3年10月13日)	57,472,901	57,572,113	11,586	11,606
第72計算期間末日	(令和 3年11月15日)	55,407,454	55,500,355	11,928	11,948
第73計算期間末日	(令和 3年12月13日)	54,084,389	54,177,569	11,609	11,629
第74計算期間末日	(令和 4年 1月13日)	51,843,470	51,934,585	11,380	11,400
第75計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	52,223,983	52,315,678	11,391	11,411
第76計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	51,688,629	51,780,788	11,217	11,237
第77計算期間末日	(令和 4年 4月13日)	44,515,703	44,593,283	11,476	11,496
第78計算期間末日	(令和 4年 5月13日)	41,009,884	41,085,480	10,850	10,870
第79計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	42,501,545	42,577,927	11,129	11,149
第80計算期間末日	(令和 4年 7月13日)	43,234,504	43,314,532	10,805	10,825
	令和 3年 7月末日	60,414,633		12,244	
	8月末日	59,497,990		12,033	
	9月末日	57,584,530		11,611	
	10月末日	55,033,501		11,854	
	11月末日	54,701,825		11,750	
	12月末日	53,231,729		11,694	
	令和 4年 1月末日	50,546,276		11,056	
	2月末日	51,033,278		11,093	
	3月末日	44,303,817		11,656	
	4月末日	43,157,736		11,434	
	5月末日	42,061,586		11,056	
	6月末日	42,948,511		10,992	
	7月末日	44,094,262		11,074	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	20円
第2計算期間	20円
第3計算期間	20円
第4計算期間	20円
第5計算期間	20円
第6計算期間	20円
第7計算期間	20円
第8計算期間	20円
第9計算期間	20円
第10計算期間	20円
第11計算期間	20円

第12計算期間	20円
第13計算期間	20円
第14計算期間	20円
第15計算期間	20円
第16計算期間	20円
第17計算期間	20円
第18計算期間	20円
第19計算期間	20円
第20計算期間	20円
第21計算期間	20円
第22計算期間	20円
第23計算期間	20円
第24計算期間	20円
第25計算期間	20円
第26計算期間	20円
第27計算期間	20円
第28計算期間	20円
第29計算期間	20円
第30計算期間	20円
第31計算期間	20円
第32計算期間	20円
第33計算期間	20円
第34計算期間	20円
第35計算期間	20円
第36計算期間	20円
第37計算期間	20円
第38計算期間	20円
第39計算期間	20円
第40計算期間	20円
第41計算期間	20円
第42計算期間	20円
第43計算期間	20円
第44計算期間	20円
第45計算期間	20円
第46計算期間	20円
第47計算期間	20円
第48計算期間	20円
第49計算期間	20円
第50計算期間	20円
第51計算期間	20円
第52計算期間	20円
第53計算期間	20円

第54計算期間	20円
第55計算期間	20円
第56計算期間	20円
第57計算期間	20円
第58計算期間	20円
第59計算期間	20円
第60計算期間	20円
第61計算期間	20円
第62計算期間	20円
第63計算期間	20円
第64計算期間	20円
第65計算期間	20円
第66計算期間	20円
第67計算期間	20円
第68計算期間	20円
第69計算期間	20円
第70計算期間	20円
第71計算期間	20円
第72計算期間	20円
第73計算期間	20円
第74計算期間	20円
第75計算期間	20円
第76計算期間	20円
第77計算期間	20円
第78計算期間	20円
第79計算期間	20円
第80計算期間	20円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.61
第2計算期間	2.52
第3計算期間	0.99
第4計算期間	4.63
第5計算期間	1.78
第6計算期間	0.84
第7計算期間	1.12
第8計算期間	6.27
第9計算期間	0.31
第10計算期間	1.94

第11計算期間	3.69
第12計算期間	1.76
第13計算期間	1.54
第14計算期間	0.01
第15計算期間	2.46
第16計算期間	2.06
第17計算期間	4.79
第18計算期間	1.87
第19計算期間	3.37
第20計算期間	0.00
第21計算期間	2.88
第22計算期間	0.67
第23計算期間	0.51
第24計算期間	3.26
第25計算期間	2.67
第26計算期間	1.89
第27計算期間	6.70
第28計算期間	2.28
第29計算期間	0.51
第30計算期間	0.17
第31計算期間	0.43
第32計算期間	0.77
第33計算期間	1.00
第34計算期間	0.90
第35計算期間	4.27
第36計算期間	0.47
第37計算期間	3.87
第38計算期間	1.69
第39計算期間	4.22
第40計算期間	2.63
第41計算期間	1.20
第42計算期間	0.06
第43計算期間	2.78
第44計算期間	3.21
第45計算期間	3.38
第46計算期間	0.63
第47計算期間	0.55
第48計算期間	3.02
第49計算期間	0.62
第50計算期間	1.78
第51計算期間	0.96
第52計算期間	9.63

第53計算期間	14.39
第54計算期間	4.22
第55計算期間	5.18
第56計算期間	0.21
第57計算期間	0.83
第58計算期間	0.95
第59計算期間	0.98
第60計算期間	1.28
第61計算期間	1.74
第62計算期間	3.16
第63計算期間	2.39
第64計算期間	0.13
第65計算期間	2.58
第66計算期間	0.29
第67計算期間	3.05
第68計算期間	1.70
第69計算期間	0.38
第70計算期間	1.56
第71計算期間	2.86
第72計算期間	3.12
第73計算期間	2.50
第74計算期間	1.80
第75計算期間	0.27
第76計算期間	1.35
第77計算期間	2.48
第78計算期間	5.28
第79計算期間	2.75
第80計算期間	2.73

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	114,074,438		114,074,438
第2計算期間	6,520		114,080,958
第3計算期間	8,396		114,089,354
第4計算期間	8,172	20,000,000	94,097,526
第5計算期間	10,453,638	19,467,491	85,083,673
第6計算期間	238,814	1,937,234	83,385,253
第7計算期間	386,858	2,000,000	81,772,111
第8計算期間	6,219		81,778,330

第9計算期間	5,870	9,406,787	72,377,413
第10計算期間	52,122,210	507,280	123,992,343
第11計算期間	105,887,286	9,305,572	220,574,057
第12計算期間	37,332,540		257,906,597
第13計算期間	70,589	8,349,577	249,627,609
第14計算期間	9,823,102	4,770,117	254,680,594
第15計算期間	3,058,724	24,317,125	233,422,193
第16計算期間	82,457	21,143,256	212,361,394
第17計算期間	491,730	10,383,618	202,469,506
第18計算期間	31,639,835	8,342,103	225,767,238
第19計算期間	32,634,094	17,760,523	240,640,809
第20計算期間	40,826,454	77,087,128	204,380,135
第21計算期間	9,128,654	28,214,619	185,294,170
第22計算期間	46,698	17,152,364	168,188,504
第23計算期間	46,141	36,946,745	131,287,900
第24計算期間	38,500	17,121,381	114,205,019
第25計算期間	37,417	7,548,731	106,693,705
第26計算期間	36,637	415,253	106,315,089
第27計算期間	21,111	2,189,667	104,146,533
第28計算期間	22,134	101,968	104,066,699
第29計算期間	21,676	2,488,739	101,599,636
第30計算期間	21,861		101,621,497
第31計算期間	21,890	202,297	101,441,090
第32計算期間	21,821	96,091	101,366,820
第33計算期間	21,564	8,247,760	93,140,624
第34計算期間	21,416	418,523	92,743,517
第35計算期間	22,714		92,766,231
第36計算期間	25,885		92,792,116
第37計算期間	41,963		92,834,079
第38計算期間	831,567	267	93,665,379
第39計算期間	820,023		94,485,402
第40計算期間	125,077	13,152,072	81,458,407
第41計算期間	110,777	15,321	81,553,863
第42計算期間	110,448	1,511	81,662,800
第43計算期間	106,961	29,129,079	52,640,682
第44計算期間	102,693	74,980	52,668,395
第45計算期間	100,959		52,769,354
第46計算期間	102,494	200,000	52,671,848
第47計算期間	102,929	430,038	52,344,739
第48計算期間	104,002	1,958,648	50,490,093
第49計算期間	103,931	923,807	49,670,217
第50計算期間	104,357		49,774,574

第51計算期間	101,262	231,243	49,644,593
第52計算期間	100,903	941,312	48,804,184
第53計算期間	146,409		48,950,593
第54計算期間	127,360		49,077,953
第55計算期間	126,811		49,204,764
第56計算期間	139,676	1,011,700	48,332,740
第57計算期間	150,638	165,291	48,318,087
第58計算期間	142,062	318,133	48,142,016
第59計算期間	121,752	8,776	48,254,992
第60計算期間	108,457	450,315	47,913,134
第61計算期間	962,548	8,657	48,867,025
第62計算期間	137,843		49,004,868
第63計算期間	955,117	843,082	49,116,903
第64計算期間	117,189		49,234,092
第65計算期間	107,182	691,000	48,650,274
第66計算期間	104,810	484,309	48,270,775
第67計算期間	937,499	850,128	48,358,146
第68計算期間	664,386	172,073	48,850,459
第69計算期間	500,820		49,351,279
第70計算期間	111,428		49,462,707
第71計算期間	152,000	8,281	49,606,426
第72計算期間	173,551	3,329,069	46,450,908
第73計算期間	139,387		46,590,295
第74計算期間	206,412	1,238,852	45,557,855
第75計算期間	289,989		45,847,844
第76計算期間	232,064		46,079,908
第77計算期間	998,596	8,288,233	38,790,271
第78計算期間	286,629	1,278,873	37,798,027
第79計算期間	393,106		38,191,133
第80計算期間	1,823,258		40,014,391

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型】

## （１）【投資状況】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	55,922,223	99.01
親投資信託受益証券	日本	9,990	0.02
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		551,353	0.97

純資産総額	56,483,566	100.00
-------	------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド（JPYクラス）	89,936,030	0.6	53,961,618	0.6218	55,922,223	99.01
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,952	1.0039	9,990	1.0039	9,990	0.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年7月29日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.02
合計	99.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成28年1月13日)	107,966,278	107,966,278	9,850	9,850



第2計算期間末日	(平成28年 7月13日)	48,971,103	55,670,438	10,000	11,368
第3計算期間末日	(平成29年 1月13日)	239,433,905	239,433,905	9,542	9,542
第4計算期間末日	(平成29年 7月13日)	128,750,856	136,038,239	10,000	10,566
第5計算期間末日	(平成30年 1月15日)	86,657,179	96,544,392	10,000	11,141
第6計算期間末日	(平成30年 7月13日)	76,914,349	76,914,349	9,553	9,553
第7計算期間末日	(平成31年 1月15日)	79,950,228	79,950,228	9,712	9,712
第8計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	87,673,696	97,730,063	10,000	11,147
第9計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	79,744,778	79,744,778	9,604	9,604
第10計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	63,245,437	63,245,437	8,202	8,202
第11計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	69,940,241	69,940,241	8,642	8,642
第12計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	70,366,135	70,366,135	9,102	9,102
第13計算期間末日	(令和 4年 1月13日)	63,420,599	63,420,599	8,559	8,559
第14計算期間末日	(令和 4年 7月13日)	55,057,201	55,057,201	8,213	8,213
	令和 3年 7月末日	70,479,578		9,116	
	8月末日	70,057,441		8,973	
	9月末日	64,676,244		8,673	
	10月末日	65,637,295		8,870	
	11月末日	65,412,700		8,807	
	12月末日	65,573,923		8,780	
	令和 4年 1月末日	61,622,591		8,316	
	2月末日	61,956,261		8,358	
	3月末日	65,199,565		8,798	
	4月末日	61,261,410		8,644	
	5月末日	59,354,330		8,373	
	6月末日	55,909,056		8,340	
	7月末日	56,483,566		8,417	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	1,368円
第3計算期間	0円
第4計算期間	566円
第5計算期間	1,141円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	1,147円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円

第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.50
第2計算期間	15.41
第3計算期間	4.58
第4計算期間	10.73
第5計算期間	11.41
第6計算期間	4.47
第7計算期間	1.66
第8計算期間	14.77
第9計算期間	3.96
第10計算期間	14.59
第11計算期間	5.36
第12計算期間	5.32
第13計算期間	5.96
第14計算期間	4.04

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	109,613,265		109,613,265
第2計算期間	9,063,542	69,705,053	48,971,754
第3計算期間	215,805,541	13,848,292	250,929,003
第4計算期間	53,048,662	175,225,307	128,752,358
第5計算期間	23,193,589	65,292,012	86,653,935
第6計算期間	5,412,772	11,553,342	80,513,365
第7計算期間	4,771,270	2,963,334	82,321,301
第8計算期間	8,783,525	3,429,435	87,675,391
第9計算期間	6,262,936	10,906,896	83,031,431
第10計算期間	3,135,860	9,059,064	77,108,227
第11計算期間	6,239,094	2,416,377	80,930,944
第12計算期間	6,972,681	10,593,794	77,309,831
第13計算期間	1,746,466	4,958,501	74,097,796
第14計算期間	120,479	7,177,679	67,040,596

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型】

## （１）【投資状況】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	77,089,333	98.99
親投資信託受益証券	日本	9,990	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		778,615	1.00
純資産総額		77,877,938	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和 4年 7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド(Local Currencyクラス)	83,411,960	0.9	75,070,764	0.9242	77,089,333	98.99
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,952	1.0039	9,990	1.0039	9,990	0.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 7月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.99
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成27年12月14日)	388,376,907	389,549,100	9,940	9,970
第2計算期間末日 (平成28年 1月13日)	365,512,926	366,688,530	9,327	9,357
第3計算期間末日 (平成28年 2月15日)	359,241,071	360,416,200	9,171	9,201
第4計算期間末日 (平成28年 3月14日)	368,121,286	369,252,601	9,762	9,792
第5計算期間末日 (平成28年 4月13日)	355,406,438	356,512,181	9,643	9,673
第6計算期間末日 (平成28年 5月13日)	342,245,819	343,314,290	9,609	9,639
第7計算期間末日 (平成28年 6月13日)	327,097,093	328,117,478	9,617	9,647
第8計算期間末日 (平成28年 7月13日)	337,357,484	338,363,235	10,063	10,093
第9計算期間末日 (平成28年 8月15日)	312,526,637	313,487,843	9,754	9,784
第10計算期間末日 (平成28年 9月13日)	356,471,838	357,538,784	10,023	10,053
第11計算期間末日 (平成28年10月13日)	342,440,490	343,507,384	9,629	9,659
第12計算期間末日 (平成28年11月14日)	350,853,284	351,957,918	9,529	9,559
第13計算期間末日 (平成28年12月13日)	342,449,870	343,469,949	10,071	10,101
第14計算期間末日 (平成29年 1月13日)	306,263,464	307,184,812	9,972	10,002
第15計算期間末日 (平成29年 2月13日)	274,978,655	275,788,639	10,185	10,215
第16計算期間末日 (平成29年 3月13日)	245,089,560	245,816,905	10,109	10,139
第17計算期間末日 (平成29年 4月13日)	231,585,737	232,268,935	10,169	10,199
第18計算期間末日 (平成29年 5月15日)	212,708,305	213,307,093	10,657	10,687
第19計算期間末日 (平成29年 6月13日)	221,806,015	222,422,675	10,791	10,821
第20計算期間末日 (平成29年 7月13日)	296,136,819	296,936,443	11,110	11,140
第21計算期間末日 (平成29年 8月14日)	313,831,074	314,676,575	11,135	11,165
第22計算期間末日 (平成29年 9月13日)	272,514,564	273,233,287	11,375	11,405
第23計算期間末日 (平成29年10月13日)	221,716,768	222,294,878	11,506	11,536
第24計算期間末日 (平成29年11月13日)	209,803,719	210,330,617	11,946	11,976
第25計算期間末日 (平成29年12月13日)	167,855,017	168,263,577	12,325	12,355
第26計算期間末日 (平成30年 1月15日)	156,856,227	157,233,211	12,482	12,512
第27計算期間末日 (平成30年 2月13日)	131,924,000	132,273,305	11,330	11,360
第28計算期間末日 (平成30年 3月13日)	129,870,919	130,211,321	11,446	11,476
第29計算期間末日 (平成30年 4月13日)	116,539,746	116,844,621	11,468	11,498
第30計算期間末日 (平成30年 5月14日)	112,022,087	112,312,554	11,570	11,600
第31計算期間末日 (平成30年 6月13日)	107,711,638	107,990,054	11,606	11,636

第32計算期間末日	(平成30年 7月13日)	108,953,165	109,231,694	11,735	11,765
第33計算期間末日	(平成30年 8月13日)	107,892,936	108,171,578	11,616	11,646
第34計算期間末日	(平成30年 9月13日)	107,010,609	107,288,979	11,533	11,563
第35計算期間末日	(平成30年10月15日)	103,221,283	103,500,019	11,110	11,140
第36計算期間末日	(平成30年11月13日)	105,187,409	105,466,295	11,315	11,345
第37計算期間末日	(平成30年12月13日)	104,105,222	104,371,399	11,733	11,763
第38計算期間末日	(平成31年 1月15日)	102,473,407	102,739,570	11,550	11,580
第39計算期間末日	(平成31年 2月13日)	100,157,522	100,403,058	12,237	12,267
第40計算期間末日	(平成31年 3月13日)	104,371,752	104,619,056	12,661	12,691
第41計算期間末日	(平成31年 4月15日)	102,776,633	103,015,676	12,898	12,928
第42計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	99,967,706	100,206,691	12,549	12,579
第43計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	101,378,294	101,616,574	12,764	12,794
第44計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	103,020,883	103,255,680	13,163	13,193
第45計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	84,341,148	84,546,242	12,337	12,367
第46計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	84,097,293	84,296,619	12,657	12,687
第47計算期間末日	(令和 1年10月15日)	81,682,126	81,875,421	12,677	12,707
第48計算期間末日	(令和 1年11月13日)	80,101,609	80,294,864	12,435	12,465
第49計算期間末日	(令和 1年12月13日)	79,411,341	79,600,916	12,567	12,597
第50計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	80,154,016	80,340,552	12,891	12,921
第51計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	74,557,617	74,732,067	12,822	12,852
第52計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	63,858,424	64,033,018	10,973	11,003
第53計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	56,269,481	56,443,778	9,685	9,715
第54計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	58,011,716	58,186,183	9,975	10,005
第55計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	61,676,621	61,851,273	10,594	10,624
第56計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	55,514,045	55,671,932	10,548	10,578
第57計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	55,503,193	55,661,528	10,516	10,546
第58計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	55,405,605	55,563,213	10,546	10,576
第59計算期間末日	(令和 2年10月13日)	54,936,760	55,094,507	10,448	10,478
第60計算期間末日	(令和 2年11月13日)	57,503,396	57,667,013	10,543	10,573
第61計算期間末日	(令和 2年12月14日)	55,491,397	55,647,677	10,652	10,682
第62計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	58,473,399	58,632,181	11,048	11,078
第63計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	57,183,418	57,341,892	10,825	10,855
第64計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	64,732,886	64,907,518	11,120	11,150
第65計算期間末日	(令和 3年 4月13日)	65,650,474	65,822,493	11,449	11,479
第66計算期間末日	(令和 3年 5月13日)	85,294,170	85,516,087	11,531	11,561
第67計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	79,782,383	79,982,797	11,943	11,973
第68計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	81,551,536	81,755,004	12,024	12,054
第69計算期間末日	(令和 3年 8月13日)	80,504,896	80,707,569	11,916	11,946
第70計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	79,482,800	79,685,457	11,766	11,796
第71計算期間末日	(令和 3年10月13日)	79,049,470	79,252,392	11,687	11,717
第72計算期間末日	(令和 3年11月15日)	79,389,582	79,586,646	12,086	12,116
第73計算期間末日	(令和 3年12月13日)	120,637,583	120,949,715	11,595	11,625

第74計算期間末日 (令和 4年 1月13日)	121,876,863	122,191,787	11,610	11,640
第75計算期間末日 (令和 4年 2月14日)	125,319,009	125,638,268	11,776	11,806
第76計算期間末日 (令和 4年 3月14日)	123,261,277	123,581,127	11,561	11,591
第77計算期間末日 (令和 4年 4月13日)	83,637,791	83,836,520	12,626	12,656
第78計算期間末日 (令和 4年 5月13日)	79,560,410	79,759,181	12,008	12,038
第79計算期間末日 (令和 4年 6月13日)	85,823,985	86,022,794	12,951	12,981
第80計算期間末日 (令和 4年 7月13日)	83,514,760	83,712,359	12,679	12,709
令和 3年 7月末日	80,856,568		11,970	
8月末日	80,916,436		11,833	
9月末日	77,919,507		11,520	
10月末日	80,171,707		12,019	
11月末日	75,674,988		11,759	
12月末日	125,080,534		11,920	
令和 4年 1月末日	119,418,477		11,267	
2月末日	121,029,976		11,353	
3月末日	84,284,264		12,583	
4月末日	84,560,138		12,765	
5月末日	81,610,474		12,308	
6月末日	86,324,761		13,024	
7月末日	77,877,938		12,981	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	30円
第2計算期間	30円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円

第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円

第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.30
第2計算期間	5.86
第3計算期間	1.35
第4計算期間	6.77
第5計算期間	0.91
第6計算期間	0.04
第7計算期間	0.39
第8計算期間	4.94
第9計算期間	2.77
第10計算期間	3.06
第11計算期間	3.63
第12計算期間	0.72
第13計算期間	6.00
第14計算期間	0.68
第15計算期間	2.43
第16計算期間	0.45



第17計算期間	0.89
第18計算期間	5.09
第19計算期間	1.53
第20計算期間	3.23
第21計算期間	0.49
第22計算期間	2.42
第23計算期間	1.41
第24計算期間	4.08
第25計算期間	3.42
第26計算期間	1.51
第27計算期間	8.98
第28計算期間	1.28
第29計算期間	0.45
第30計算期間	1.15
第31計算期間	0.57
第32計算期間	1.36
第33計算期間	0.75
第34計算期間	0.45
第35計算期間	3.40
第36計算期間	2.11
第37計算期間	3.95
第38計算期間	1.30
第39計算期間	6.20
第40計算期間	3.71
第41計算期間	2.10
第42計算期間	2.47
第43計算期間	1.95
第44計算期間	3.36
第45計算期間	6.04
第46計算期間	2.83
第47計算期間	0.39
第48計算期間	1.67
第49計算期間	1.30
第50計算期間	2.81
第51計算期間	0.30
第52計算期間	14.18
第53計算期間	11.46
第54計算期間	3.30
第55計算期間	6.50
第56計算期間	0.15
第57計算期間	0.01
第58計算期間	0.57

第59計算期間	0.64
第60計算期間	1.19
第61計算期間	1.31
第62計算期間	3.99
第63計算期間	1.74
第64計算期間	3.00
第65計算期間	3.22
第66計算期間	0.97
第67計算期間	3.83
第68計算期間	0.92
第69計算期間	0.64
第70計算期間	1.00
第71計算期間	0.41
第72計算期間	3.67
第73計算期間	3.81
第74計算期間	0.38
第75計算期間	1.68
第76計算期間	1.57
第77計算期間	9.47
第78計算期間	4.65
第79計算期間	8.10
第80計算期間	1.86

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	406,122,283	15,391,158	390,731,125
第2計算期間	1,137,106		391,868,231
第3計算期間	341,449	500,000	391,709,680
第4計算期間	1,159,958	15,764,401	377,105,237
第5計算期間	1,327,754	9,851,964	368,581,027
第6計算期間	1,046,595	13,470,378	356,157,244
第7計算期間	626,407	16,655,011	340,128,640
第8計算期間	121,878	5,000,000	335,250,518
第9計算期間	680,956	15,529,254	320,402,220
第10計算期間	57,221,290	21,974,770	355,648,740
第11計算期間	25,317,768	25,335,161	355,631,347
第12計算期間	12,580,039		368,211,386
第13計算期間	6,741,477	34,926,239	340,026,624
第14計算期間	3,434,919	36,345,337	307,116,206

第15計算期間	13,744,225	50,865,438	269,994,993
第16計算期間	1,171,999	28,718,594	242,448,398
第17計算期間	2,894,770	17,610,221	227,732,947
第18計算期間	8,141,844	36,278,759	199,596,032
第19計算期間	36,175,931	30,218,489	205,553,474
第20計算期間	97,966,501	36,978,493	266,541,482
第21計算期間	20,500,662	5,208,199	281,833,945
第22計算期間	141,932	42,401,522	239,574,355
第23計算期間	139,141	47,010,045	192,703,451
第24計算期間	55,137	17,125,699	175,632,889
第25計算期間	53,225	39,499,324	136,186,790
第26計算期間	38,211	10,563,482	125,661,519
第27計算期間	37,842	9,264,165	116,435,196
第28計算期間	41,075	3,008,607	113,467,664
第29計算期間	40,745	11,883,095	101,625,314
第30計算期間	40,286	4,843,085	96,822,515
第31計算期間	40,015	4,056,975	92,805,555
第32計算期間	37,735		92,843,290
第33計算期間	37,398		92,880,688
第34計算期間	37,859	128,271	92,790,276
第35計算期間	121,819		92,912,095
第36計算期間	93,402	43,259	92,962,238
第37計算期間	551,498	4,788,023	88,725,713
第38計算期間	279,392	284,096	88,721,009
第39計算期間	1,922,304	8,797,915	81,845,398
第40計算期間	801,759	212,477	82,434,680
第41計算期間	48,715	2,802,200	79,681,195
第42計算期間	49,569	68,786	79,661,978
第43計算期間	50,909	286,199	79,426,688
第44計算期間	49,394	1,210,276	78,265,806
第45計算期間	46,272	9,947,232	68,364,846
第46計算期間	50,833	1,973,485	66,442,194
第47計算期間	48,895	2,059,244	64,431,845
第48計算期間	47,983	61,378	64,418,450
第49計算期間	49,058	1,275,656	63,191,852
第50計算期間	47,594	1,060,569	62,178,877
第51計算期間	47,297	4,076,141	58,150,033
第52計算期間	48,284		58,198,317
第53計算期間	55,305	154,409	58,099,213
第54計算期間	71,514	14,762	58,155,965
第55計算期間	61,438		58,217,403
第56計算期間	56,836	5,644,993	52,629,246

第57計算期間	149,302		52,778,548
第58計算期間	149,785	392,098	52,536,235
第59計算期間	55,504	9,367	52,582,372
第60計算期間	1,956,852		54,539,224
第61計算期間	150,421	2,596,083	52,093,562
第62計算期間	833,895		52,927,457
第63計算期間	473,905	576,544	52,824,818
第64計算期間	5,386,165		58,210,983
第65計算期間	175,741	1,046,874	57,339,850
第66計算期間	17,279,648	647,102	73,972,396
第67計算期間	422,434	7,590,000	66,804,830
第68計算期間	1,984,881	966,772	67,822,939
第69計算期間	175,612	440,879	67,557,672
第70計算期間	991,690	996,749	67,552,613
第71計算期間	88,151		67,640,764
第72計算期間	95,363	2,047,800	65,688,327
第73計算期間	39,771,695	1,415,939	104,044,083
第74計算期間	1,027,281	96,628	104,974,736
第75計算期間	1,445,214		106,419,950
第76計算期間	197,046		106,616,996
第77計算期間	124,435	40,498,198	66,243,233
第78計算期間	105,159	91,355	66,257,037
第79計算期間	98,190	85,509	66,269,718
第80計算期間	169,735	572,801	65,866,652

### 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型】

#### （１）【投資状況】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	128,939,407	98.99
親投資信託受益証券	日本	9,990	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		1,304,777	1.00
純資産総額		130,254,174	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （２）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド(Local Currencyクラス)	139,514,615	0.9	125,563,153	0.9242	128,939,407	98.99
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,952	1.0039	9,990	1.0039	9,990	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年7月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.99
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成28年1月13日)	573,390,105	573,390,105	9,363	9,363
第2計算期間末日 (平成28年7月13日)	515,553,178	528,647,895	10,000	10,254
第3計算期間末日 (平成29年1月13日)	418,315,842	422,624,701	10,000	10,103
第4計算期間末日 (平成29年7月13日)	202,319,982	228,500,430	10,000	11,294
第5計算期間末日 (平成30年1月15日)	134,119,260	153,044,188	10,000	11,411
第6計算期間末日 (平成30年7月13日)	127,264,928	127,264,928	9,568	9,568
第7計算期間末日 (平成31年1月15日)	118,043,042	118,043,042	9,563	9,563

第8計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	146,884,479	162,542,306	10,000	11,066
第9計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	140,475,824	140,475,824	9,926	9,926
第10計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	114,998,015	114,998,015	8,251	8,251
第11計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	133,637,597	133,637,597	8,790	8,790
第12計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	148,696,220	148,696,220	9,700	9,700
第13計算期間末日	(令和 4年 1月13日)	122,540,532	122,540,532	9,545	9,545
第14計算期間末日	(令和 4年 7月13日)	123,695,035	130,906,289	10,000	10,583
	令和 3年 7月末日	139,801,758		9,655	
	8月末日	133,253,569		9,568	
	9月末日	124,762,172		9,339	
	10月末日	131,360,112		9,770	
	11月末日	128,687,741		9,582	
	12月末日	125,366,319		9,768	
	令和 4年 1月末日	118,942,672		9,262	
	2月末日	120,225,360		9,358	
	3月末日	129,505,495		10,403	
	4月末日	133,044,494		10,578	
	5月末日	128,537,865		10,224	
	6月末日	134,066,196		10,843	
	7月末日	130,254,174		10,226	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	254円
第3計算期間	103円
第4計算期間	1,294円
第5計算期間	1,411円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	1,066円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	583円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	6.37
第2計算期間	9.51
第3計算期間	1.03
第4計算期間	12.94
第5計算期間	14.11
第6計算期間	4.32
第7計算期間	0.05
第8計算期間	15.71
第9計算期間	0.74
第10計算期間	16.87
第11計算期間	6.53
第12計算期間	10.35
第13計算期間	1.59
第14計算期間	10.87

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	634,225,471	21,801,620	612,423,851
第2計算期間	2,427,311	99,311,096	515,540,066
第3計算期間	48,539,386	145,743,605	418,335,847
第4計算期間	53,229,806	269,243,795	202,321,858
第5計算期間	21,104,963	89,302,593	134,124,228
第6計算期間	10,837,993	11,951,411	133,010,810
第7計算期間	5,584,346	15,159,653	123,435,503
第8計算期間	31,642,747	8,194,314	146,883,936
第9計算期間	8,169,469	13,527,231	141,526,174
第10計算期間	4,159,832	6,306,014	139,379,992
第11計算期間	19,380,014	6,720,447	152,039,559
第12計算期間	21,867,247	20,607,408	153,299,398
第13計算期間	2,983,108	27,899,617	128,382,889
第14計算期間	1,795,056	6,485,751	123,692,194

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（%）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		48,494,280	100.00
純資産総額		48,494,280	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 参考情報

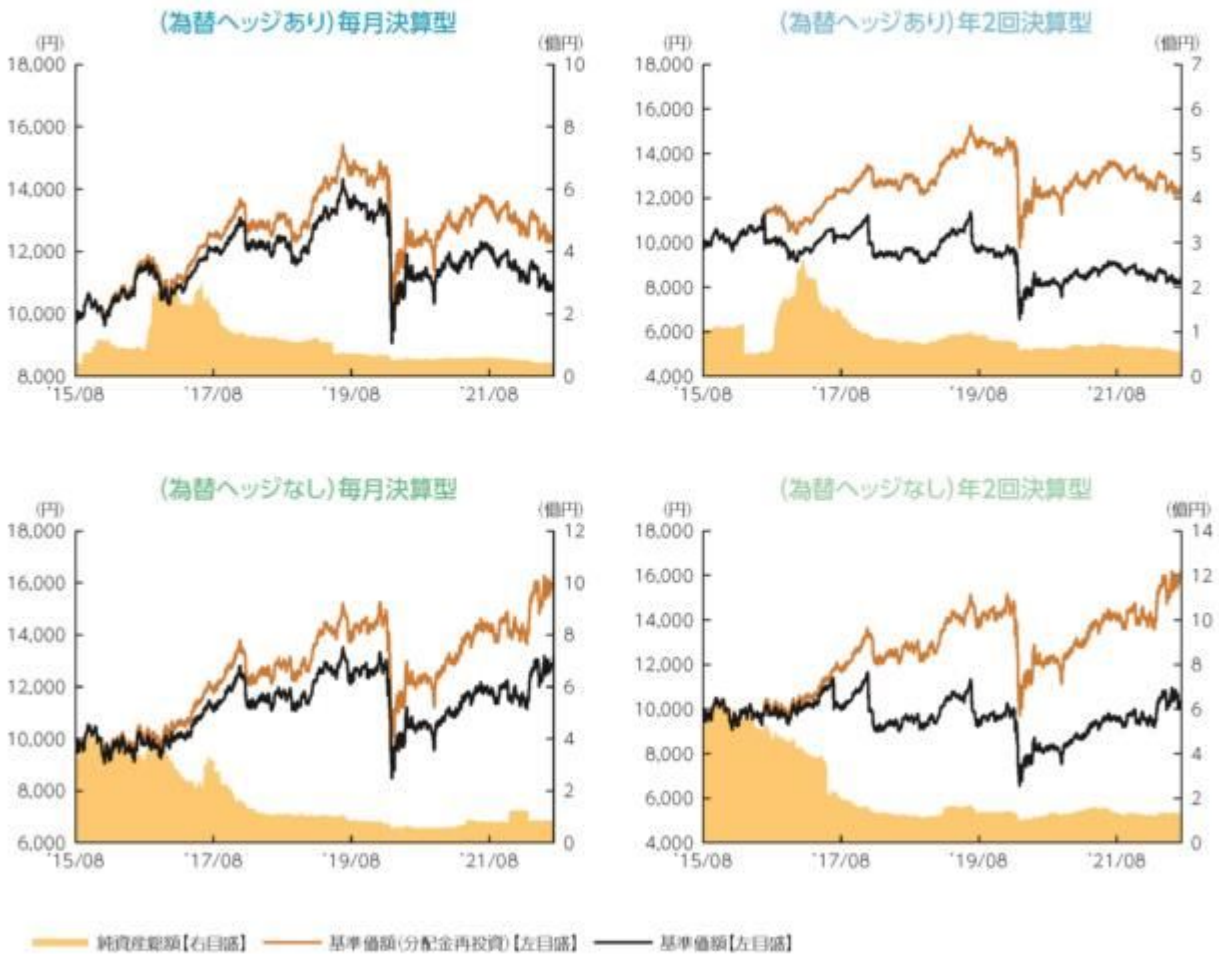




## 運用実績

2022年7月29日現在

### ■ 基準価額・純資産の推移 2015年8月21日(設定日)～2022年7月29日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ■ 基準価額・純資産

	(為替ヘッジあり) 毎月決算型	(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 毎月決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型
基準価額	11,074円	8,417円	12,981円	10,226円
純資産総額	0.4億円	0.5億円	0.7億円	1.3億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■ 分配の推移

	(為替ヘッジあり) 毎月決算型	(為替ヘッジなし) 毎月決算型		(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型
2022年7月	20円	30円	2022年7月	0円	583円
2022年6月	20円	30円	2022年1月	0円	0円
2022年5月	20円	30円	2021年7月	0円	0円
2022年4月	20円	30円	2021年1月	0円	0円
2022年3月	20円	30円	2020年7月	0円	0円
2022年2月	20円	30円	2020年1月	0円	0円
直近1年間累計	240円	360円	設定来累計	4,222円	4,711円
設定来累計	1,600円	2,400円			

・分配金は1万円当たり、税引前

## ■ 主要な資産の状況

資産構成	(為替ヘッジあり) 毎月決算型	(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 毎月決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型
外国投資信託	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
マネー・ブール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

銘柄	国・地域	用途	比率
1 LINK REIT /HKD/	香港	小売り	18.2%
2 CAPITALAND INTEGRATED CO /SGD/	シンガポール	小売り	12.1%
3 ASCENDAS REAL ESTATE INV /SGD/	シンガポール	複合	11.9%
4 MAPLETREE INDUSTRIAL TRU /SGD/	シンガポール	産業用施設	6.4%
5 MAPLETREE LOGISTICS TRUS /SGD/	シンガポール	産業用施設	5.6%
6 FRASERS LOGISTICS & COMM /SGD/	シンガポール	複合	5.6%
7 MAPLETREE COMMERCIAL TRU /SGD/	シンガポール	複合	4.6%
8 ESR-REIT /SGD/	シンガポール	産業用施設	4.1%
9 FRASERS CENTREPOINT TRUS /SGD/	シンガポール	小売り	4.1%
10 MAPLETREE NORTH ASIA COM /SGD/	シンガポール	複合	4.0%

・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

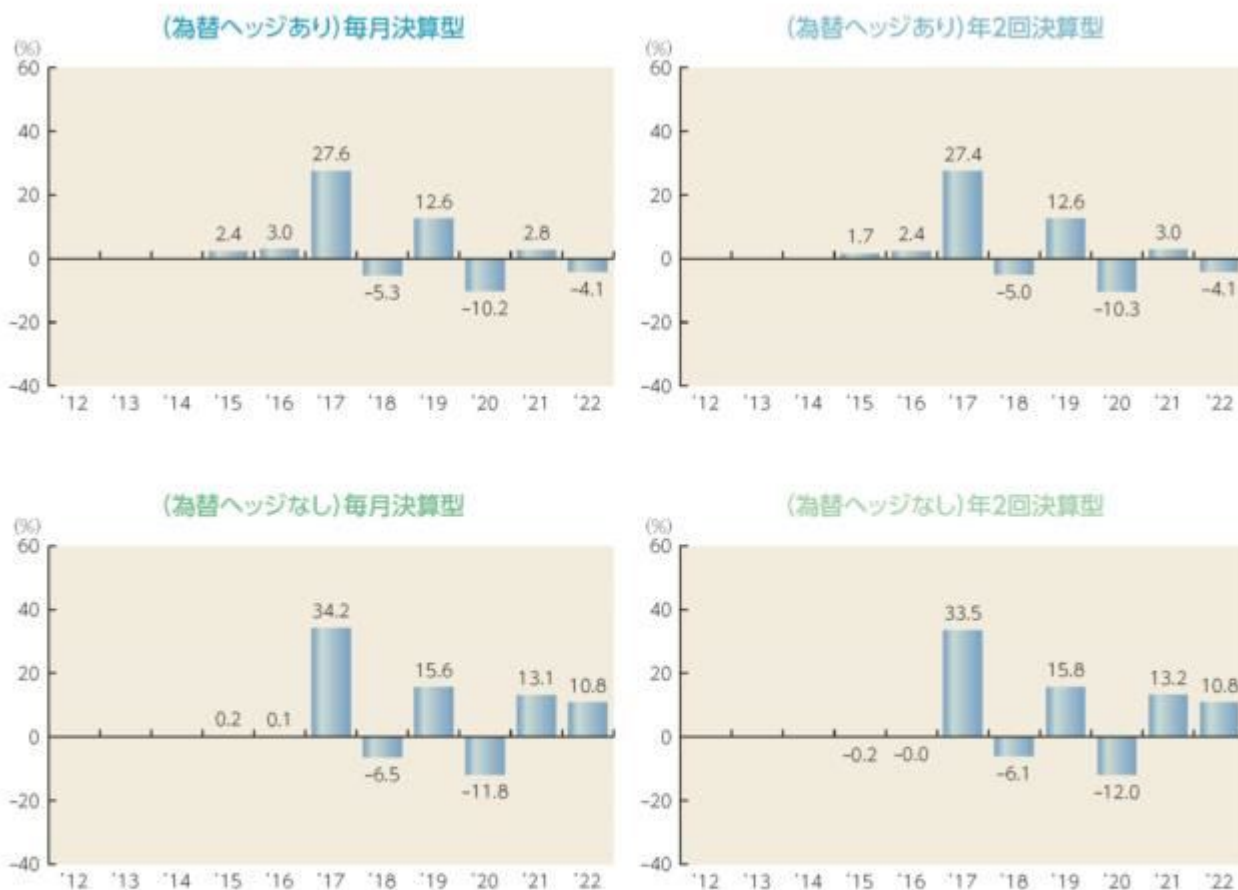
・外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

・用途分類および国・地域分類はイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドによります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2022年は年初から7月29日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

## 取得申込受付日の翌営業日の基準価額

### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、主要投資対象とする外国投資信託の運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

### その他

毎月決算型の2ファンド間および年2回決算型の2ファンド間のみでスイッチング<sup>\*</sup>による取得申込みが可能です。その場合の取得申込みに関する取扱いも同様です。

\* スイッチングとは、ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

なお、スイッチングにより換金をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

また、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

### 解約単位

販売会社が定める単位

### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

### 信託財産留保額

ありません。

### 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

### 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当

日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

#### 解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

#### その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社に確認してください。

なお、スイッチングにより解約をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （資産の評価方法）

##### ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

##### ・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

##### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2025年7月14日まで（2015年8月21日設定）

繰上償還が決定した場合、2022年12月22日まで（2015年8月21日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月決算型	年2回決算型
毎月14日から翌月13日まで ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。	毎年1月14日から7月13日および7月14日から翌年1月13日まで ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
第1計算期間は信託契約締結日から2015年12月14日までとなります。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。	第1計算期間は信託契約締結日から2016年1月13日までとなります。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## （５）【その他】

### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

### 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。



### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

### 運用報告書

#### <毎月決算型>

委託会社は、6ヵ月毎（毎年1月および7月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### <年2回決算型>

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

## (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

## 分配金受取コース(一般コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

## 分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

## (2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

## (3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年1月14日から令和4年7月13日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	当期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	669,376	543,389
投資信託受益証券	51,321,367	42,854,853
親投資信託受益証券	9,991	9,990
未収入金	-	10,000
流動資産合計	52,000,734	43,418,232
資産合計	52,000,734	43,418,232
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	10,000	60,000
未払収益分配金	91,115	80,028
未払受託者報酬	1,479	1,148
未払委託者報酬	54,188	42,180
その他未払費用	482	372
流動負債合計	157,264	183,728
負債合計	157,264	183,728
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	45,557,855	40,014,391
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,285,615	3,220,113
（分配準備積立金）	14,039,699	11,536,356
元本等合計	51,843,470	43,234,504
純資産合計	51,843,470	43,234,504
負債純資産合計	52,000,734	43,418,232

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 3年 7月14日 令和 4年 1月13日	自 至	令和 4年 1月14日 令和 4年 7月13日
営業収益				
配当株式		1,366,126		1,126,462
有価証券売買等損益		4,483,760		2,502,977
営業収益合計		3,117,634		1,376,515
営業費用				
支払利息		30		3
受託者報酬		9,449		7,572
委託者報酬		346,428		277,490
その他費用		3,087		2,460
営業費用合計		358,994		287,525
営業利益又は営業損失（ ）		3,476,628		1,664,040
経常利益又は経常損失（ ）		3,476,628		1,664,040
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,476,628		1,664,040
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		49,197		164,652
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		10,867,493		6,285,615
剰余金増加額又は欠損金減少額		246,788		454,653
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		246,788		454,653
剰余金減少額又は欠損金増加額		728,806		1,198,023
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		728,806		1,198,023
分配金		574,035		493,440
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		6,285,615		3,220,113

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 1月13日現在]	当期 [令和 4年 7月13日現在]
1. 期首元本額	48,850,459円	45,557,855円
期中追加設定元本額	1,283,598円	4,023,642円
期中一部解約元本額	4,576,202円	9,567,106円
2. 受益権の総数	45,557,855口	40,014,391口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日	当期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日																																																						
1. 分配金の計算過程 第69期 令和 3年 7月14日 令和 3年 8月13日	1. 分配金の計算過程 第75期 令和 4年 1月14日 令和 4年 2月14日																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>171,190円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>12,691,838円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>14,951,436円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>27,814,464円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>49,351,279口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>5,635円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	171,190円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	12,691,838円	分配準備積立金額	D	14,951,436円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,814,464円	当ファンドの期末残存口数	F	49,351,279口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,635円	1万口当たり分配金額	H	20円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>146,653円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>12,112,357円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>14,039,699円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>26,298,709円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>45,847,844口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>5,736円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	146,653円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	12,112,357円	分配準備積立金額	D	14,039,699円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,298,709円	当ファンドの期末残存口数	F	45,847,844口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,736円	1万口当たり分配金額	H	20円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	171,190円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																					
収益調整金額	C	12,691,838円																																																					
分配準備積立金額	D	14,951,436円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,814,464円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	49,351,279口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,635円																																																					
1万口当たり分配金額	H	20円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	146,653円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																					
収益調整金額	C	12,112,357円																																																					
分配準備積立金額	D	14,039,699円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,298,709円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	45,847,844口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,736円																																																					
1万口当たり分配金額	H	20円																																																					

前期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日			当期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	98,702円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	91,695円
第70期 令和 3年 8月14日 令和 3年 9月13日			第76期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	165,680円	費用控除後の配当等収益額	A	162,119円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	12,754,441円	収益調整金額	C	12,245,176円
分配準備積立金額	D	15,023,924円	分配準備積立金額	D	14,094,657円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	27,944,045円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,501,952円
当ファンドの期末残存口数	F	49,462,707口	当ファンドの期末残存口数	F	46,079,908口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,649円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,751円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	98,925円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	92,159円
第71期 令和 3年 9月14日 令和 3年10月13日			第77期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	165,148円	費用控除後の配当等収益額	A	193,058円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	12,837,931円	収益調整金額	C	10,610,463円
分配準備積立金額	D	15,088,160円	分配準備積立金額	D	11,624,969円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	28,091,239円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,428,490円
当ファンドの期末残存口数	F	49,606,426口	当ファンドの期末残存口数	F	38,790,271口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,662円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,781円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	99,212円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	77,580円
第72期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日			第78期 令和 4年 4月14日 令和 4年 5月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	224,319円	費用控除後の配当等収益額	A	130,647円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	12,073,452円	収益調整金額	C	10,425,759円
分配準備積立金額	D	14,138,048円	分配準備積立金額	D	11,353,541円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,435,819円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	21,909,947円
当ファンドの期末残存口数	F	46,450,908口	当ファンドの期末残存口数	F	37,798,027口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,691円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,796円

前期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日			当期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日		
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	92,901円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	75,596円
第73期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日			第79期 令和 4年 5月14日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	161,331円	費用控除後の配当等収益額	A	158,226円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	12,152,625円	収益調整金額	C	10,653,170円
分配準備積立金額	D	14,269,466円	分配準備積立金額	D	11,408,592円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,583,422円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,219,988円
当ファンドの期末残存口数	F	46,590,295口	当ファンドの期末残存口数	F	38,191,133口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,705円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,818円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	93,180円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	76,382円
第74期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月13日			第80期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	174,167円	費用控除後の配当等収益額	A	125,948円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	11,946,664円	収益調整金額	C	11,713,662円
分配準備積立金額	D	13,956,647円	分配準備積立金額	D	11,490,436円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,077,478円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	23,330,046円
当ファンドの期末残存口数	F	45,557,855口	当ファンドの期末残存口数	F	40,014,391口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,724円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,830円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	91,115円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	80,028円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項



区分	前期	当期
	自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日	自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[ 令和 4年 1月13日現在 ]	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[ 令和 4年 1月13日現在 ]	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 4年 1月13日現在 ]	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	318,704	268,262
親投資信託受益証券		
合計	318,704	268,262

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	前期	当期
	[ 令和 4年 1月13日現在 ]	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
1口当たり純資産額	1.1380円	1.0805円
(1万口当たり純資産額)	(11,380円)	(10,805円)

## （重要な後発事象に関する注記）

前期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日	当期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
	当ファンドは、信託約款に基づき信託契約の解約を行うことを令和4年8月10日付で社内規定に基づき決裁しました。当ファンドは令和4年12月22日に償還する予定です。

#### （４）【附属明細表】

##### 第１ 有価証券明細表

###### （１）株式

該当事項はありません。

###### （２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（ＪＰＹクラス）	70,694,248	42,854,853	
投資信託受益証券 合計		70,694,248	42,854,853	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,952	9,990	
親投資信託受益証券 合計		9,952	9,990	
合計		70,704,200	42,864,843	

##### 第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,053,310	915,981
投資信託受益証券	62,779,005	54,498,964
親投資信託受益証券	9,991	9,990
未収入金	-	10,000
流動資産合計	63,842,306	55,434,935
資産合計	63,842,306	55,434,935
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	11,098	9,950
未払委託者報酬	406,971	364,533
その他未払費用	3,638	3,251
流動負債合計	421,707	377,734
負債合計	421,707	377,734
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	74,097,796	67,040,596
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,677,197	11,983,395
（分配準備積立金）	6,196,362	6,643,293
元本等合計	63,420,599	55,057,201
純資産合計	63,420,599	55,057,201
負債純資産合計	63,842,306	55,434,935

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期		第14期	
	自 至	令和3年7月14日 令和4年1月13日	自 至	令和4年1月14日 令和4年7月13日
営業収益				
配当株式		1,614,712		1,503,452
有価証券売買等損益		5,304,971		3,433,494
営業収益合計		3,690,259		1,930,042
営業費用				
支払利息		39		32
受託者報酬		11,098		9,950
委託者報酬		406,971		364,533
その他費用		3,638		3,251
営業費用合計		421,746		377,766
営業利益又は営業損失（ ）		4,112,005		2,307,808
経常利益又は経常損失（ ）		4,112,005		2,307,808
当期純利益又は当期純損失（ ）		4,112,005		2,307,808
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		120,342		14,193
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		6,943,696		10,677,197
剰余金増加額又は欠損金減少額		445,713		1,034,385
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		445,713		1,034,385
剰余金減少額又は欠損金増加額		187,551		18,582
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		187,551		18,582
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		10,677,197		11,983,395

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第13期 [令和 4年 1月13日現在]	第14期 [令和 4年 7月13日現在]
1. 期首元本額	77,309,831円	74,097,796円
期中追加設定元本額	1,746,466円	120,479円
期中一部解約元本額	4,958,501円	7,177,679円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	10,677,197円	11,983,395円
3. 受益権の総数	74,097,796口	67,040,596口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日			第14期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,158,959円	費用控除後の配当等収益額	A	1,046,512円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	7,231,137円	収益調整金額	C	6,552,496円
分配準備積立金額	D	5,037,403円	分配準備積立金額	D	5,596,781円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,427,499円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,195,789円
当ファンドの期末残存口数	F	74,097,796口	当ファンドの期末残存口数	F	67,040,596口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,812円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,968円
1万口当たり分配金額	H	円	1万口当たり分配金額	H	円

第13期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日			第14期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第13期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日	第14期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

区分	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	389,932	557,396
親投資信託受益証券		1
合計	389,932	557,395

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)



	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
1口当たり純資産額	0.8559円	0.8213円
(1万口当たり純資産額)	(8,559円)	(8,213円)

（重要な後発事象に関する注記）

第13期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日	第14期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
	当ファンドは、信託約款に基づき信託契約の解約を行うことを令和4年8月10日付で社内規定に基づき決裁しました。当ファンドは令和4年12月22日に償還する予定です。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（JPYクラス）	89,902,614	54,498,964	
投資信託受益証券 合計		89,902,614	54,498,964	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,952	9,990	
親投資信託受益証券 合計		9,952	9,990	
合計		89,912,566	54,508,954	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	当期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,667,505	1,094,493
投資信託受益証券	120,648,677	82,674,463
親投資信託受益証券	9,991	9,990
未収入金	40,000	20,000
流動資産合計	122,366,173	83,798,946
資産合計	122,366,173	83,798,946
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	10,000	-
未払収益分配金	314,924	197,599
未払解約金	33,832	-
未払受託者報酬	3,436	2,280
未払委託者報酬	125,982	83,556
その他未払費用	1,136	751
流動負債合計	489,310	284,186
負債合計	489,310	284,186
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	104,974,736	65,866,652
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,902,127	17,648,108
（分配準備積立金）	16,077,339	11,967,336
元本等合計	121,876,863	83,514,760
純資産合計	121,876,863	83,514,760
負債純資産合計	122,366,173	83,798,946

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期			
	自 至	令和 3年 令和 4年	7月14日 1月13日	自 至	令和 4年 令和 4年	1月14日 7月13日
営業収益						
配当株式			2,236,449			2,527,859
有価証券売買等損益			2,314,587			6,497,926
営業収益合計			78,138			9,025,785
営業費用						
支払利息			156			49
受託者報酬			14,658			15,789
委託者報酬			537,412			578,885
その他費用			4,828			5,205
営業費用合計			557,054			599,928
営業利益又は営業損失（ ）			635,192			8,425,857
経常利益又は経常損失（ ）			635,192			8,425,857
当期純利益又は当期純損失（ ）			635,192			8,425,857
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			58,623			89,159
期首剰余金又は期首欠損金（ ）			13,728,597			16,902,127
剰余金増加額又は欠損金減少額			6,235,944			374,730
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			6,235,944			374,730
剰余金減少額又は欠損金増加額			936,227			6,532,430
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			936,227			6,532,430
分配金			1,432,372			1,433,017
期末剰余金又は期末欠損金（ ）			16,902,127			17,648,108

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 1月13日現在]	当期 [令和 4年 7月13日現在]
1. 期首元本額	67,822,939円	104,974,736円
期中追加設定元本額	42,149,792円	2,139,779円
期中一部解約元本額	4,997,995円	41,247,863円
2. 受益権の総数	104,974,736口	65,866,652口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日			当期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程
第69期			第75期
令和 3年 7月14日			令和 4年 1月14日
令和 3年 8月13日			令和 4年 2月14日
	項目		項目
	費用控除後の配当等収益額	A 248,265円	費用控除後の配当等収益額
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額
	収益調整金額	C 15,347,566円	収益調整金額
	分配準備積立金額	D 16,871,269円	分配準備積立金額
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 32,467,100円	当ファンドの分配対象収益額
	当ファンドの期末残存口数	F 67,557,672口	当ファンドの期末残存口数
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 4,805円	1万口当たり収益分配対象額
	1万口当たり分配金額	H 30円	1万口当たり分配金額
			費用控除後の配当等収益額
			費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額
			収益調整金額
			分配準備積立金額
			当ファンドの分配対象収益額
			当ファンドの期末残存口数
			1万口当たり収益分配対象額
			1万口当たり分配金額

前期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日			当期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	202,673円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	319,259円
第70期 令和 3年 8月14日 令和 3年 9月13日			第76期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	243,129円	費用控除後の配当等収益額	A	400,217円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	15,592,020円	収益調整金額	C	35,430,930円
分配準備積立金額	D	16,670,335円	分配準備積立金額	D	16,238,680円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	32,505,484円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	52,069,827円
当ファンドの期末残存口数	F	67,552,613口	当ファンドの期末残存口数	F	106,616,996口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,811円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,883円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	202,657円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	319,850円
第71期 令和 3年 9月14日 令和 3年10月13日			第77期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	241,642円	費用控除後の配当等収益額	A	391,503円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	15,634,177円	収益調整金額	C	22,032,905円
分配準備積立金額	D	16,710,807円	分配準備積立金額	D	10,120,598円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	32,586,626円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	32,545,006円
当ファンドの期末残存口数	F	67,640,764口	当ファンドの期末残存口数	F	66,243,233口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,817円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,912円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	202,922円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	198,729円
第72期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日			第78期 令和 4年 4月14日 令和 4年 5月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	344,505円	費用控除後の配当等収益額	A	283,622円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	15,205,948円	収益調整金額	C	22,053,857円
分配準備積立金額	D	16,243,056円	分配準備積立金額	D	10,299,163円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	31,793,509円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	32,636,642円
当ファンドの期末残存口数	F	65,688,327口	当ファンドの期末残存口数	F	66,257,037口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,840円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,925円

前期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日			当期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日		
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	197,064円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	198,771円
第73期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日			第79期 令和 4年 5月14日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	229,332円	費用控除後の配当等収益額	A	348,348円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,460,042円
収益調整金額	C	34,172,523円	収益調整金額	C	22,073,449円
分配準備積立金額	D	16,037,239円	分配準備積立金額	D	10,370,632円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	50,439,094円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	34,252,471円
当ファンドの期末残存口数	F	104,044,083口	当ファンドの期末残存口数	F	66,269,718口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,847円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,168円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	312,132円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	198,809円
第74期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月13日			第80期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	452,520円	費用控除後の配当等収益額	A	288,128円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	34,635,583円	収益調整金額	C	21,970,064円
分配準備積立金額	D	15,939,743円	分配準備積立金額	D	11,876,807円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	51,027,846円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	34,134,999円
当ファンドの期末残存口数	F	104,974,736口	当ファンドの期末残存口数	F	65,866,652口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,860円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,182円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	314,924円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	197,599円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日	自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[ 令和 4年 1月13日現在 ]	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[ 令和 4年 1月13日現在 ]	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 4年 1月13日現在 ]	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,892,770	1,099,882
親投資信託受益証券		
合計	2,892,770	1,099,882

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	前期	当期
	[ 令和 4年 1月13日現在 ]	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
1口当たり純資産額	1.1610円	1.2679円
(1万口当たり純資産額)	(11,610円)	(12,679円)

## （重要な後発事象に関する注記）



前期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日	当期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
当ファンドは、信託約款に基づき信託契約の解約を行うことを令和4年8月10日付で社内規定に基づき決裁しました。当ファンドは令和4年12月22日に償還する予定です。	

#### （４）【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（Local Currencyクラス）	91,656,833	82,674,463	
投資信託受益証券 合計		91,656,833	82,674,463	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,952	9,990	
親投資信託受益証券 合計		9,952	9,990	
合計		91,666,785	82,684,453	

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,897,188	16,070,315
投資信託受益証券	115,464,608	115,598,203
親投資信託受益証券	9,991	9,990
未収入金	-	30,000
流動資産合計	123,371,787	131,708,508
資産合計	123,371,787	131,708,508
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	10,000	10,000
未払収益分配金	-	7,211,254
未払受託者報酬	21,615	20,849
未払委託者報酬	792,493	764,485
未払利息	2	2
その他未払費用	7,145	6,883
流動負債合計	831,255	8,013,473
負債合計	831,255	8,013,473
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	128,382,889	123,692,194
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,842,357	2,841
（分配準備積立金）	15,142,301	10,277,496
元本等合計	122,540,532	123,695,035
純資産合計	122,540,532	123,695,035
負債純資産合計	123,371,787	131,708,508

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期		第14期	
	自 至	令和3年7月14日 令和4年1月13日	自 至	令和4年1月14日 令和4年7月13日
営業収益				
配当株式		3,314,406		3,365,355
受取利息		8		1
有価証券売買等損益		4,698,716		10,278,239
営業収益合計		1,384,302		13,643,595
営業費用				
支払利息		221		102
受託者報酬		21,615		20,849
委託者報酬		792,493		764,485
その他費用		7,145		6,883
営業費用合計		821,474		792,319
営業利益又は営業損失（ ）		2,205,776		12,851,276
経常利益又は経常損失（ ）		2,205,776		12,851,276
当期純利益又は当期純損失（ ）		2,205,776		12,851,276
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		269,550		183,881
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		4,603,178		5,842,357
剰余金増加額又は欠損金減少額		840,625		389,057
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		840,625		292,021
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		97,036
剰余金減少額又は欠損金増加額		143,578		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		143,578		-
分配金		-		7,211,254
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,842,357		2,841

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第13期 [令和 4年 1月13日現在]	第14期 [令和 4年 7月13日現在]
1. 期首元本額	153,299,398円	128,382,889円
期中追加設定元本額	2,983,108円	1,795,056円
期中一部解約元本額	27,899,617円	6,485,751円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	5,842,357円	円
3. 受益権の総数	128,382,889口	123,692,194口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日			第14期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,353,840円	費用控除後の配当等収益額	A	3,107,016円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	6,870,713円	収益調整金額	C	6,844,224円
分配準備積立金額	D	12,788,461円	分配準備積立金額	D	14,381,734円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,013,014円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,332,974円
当ファンドの期末残存口数	F	128,382,889口	当ファンドの期末残存口数	F	123,692,194口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,714円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,967円
1万口当たり分配金額	H	円	1万口当たり分配金額	H	583円

第13期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日			第14期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,211,254円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第13期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日	第14期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

区分	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,768,462	14,352,416
親投資信託受益証券		1
合計	2,768,462	14,352,415

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第13期 [ 令和 4年 1月13日現在 ]	第14期 [ 令和 4年 7月13日現在 ]
1口当たり純資産額	0.9545円	1.0000円
(1万口当たり純資産額)	(9,545円)	(10,000円)

（重要な後発事象に関する注記）

第13期 自 令和 3年 7月14日 至 令和 4年 1月13日	第14期 自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
	当ファンドは、信託約款に基づき信託契約の解約を行うことを令和4年8月10日付で社内規定に基づき決裁しました。当ファンドは令和4年12月22日に償還する予定です。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（Local Currencyクラス）	128,157,653	115,598,203	
投資信託受益証券 合計		128,157,653	115,598,203	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,952	9,990	
親投資信託受益証券 合計		9,952	9,990	
合計		128,167,605	115,608,193	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## マネー・プール マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

[ 令和 4年 7月13日現在 ]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	48,494,757
流動資産合計	48,494,757
資産合計	48,494,757
負債の部	
流動負債	
未払利息	7
流動負債合計	7
負債合計	7
純資産の部	
元本等	
元本	48,306,885
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	187,865
元本等合計	48,494,750
純資産合計	48,494,750
負債純資産合計	48,494,757

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
1. 期首	令和 4年 1月14日
期首元本額	52,766,524円
期中追加設定元本額	9,853,751円
期中一部解約元本額	14,313,390円
元本の内訳	



[令和 4年 7月13日現在]

世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	220,146円
マネー・プール・ファンド	33,212,222円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）分配型	99,561円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）	99,592円

	[令和 4年 7月13日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（1年決算型）	1,392,667円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	2,251,684円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジあり）	4,979円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジなし）	4,979円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,952円
合計	48,306,885円
2. 受益権の総数	48,306,885口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 1月14日 至 令和 4年 7月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[ 令和 4年 7月13日現在 ]
1口当たり純資産額	1.0039円
(1万口当たり純資産額)	(10,039円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型】

## 【純資産額計算書】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産総額	44,118,082
負債総額	23,820
純資産総額（ - ）	44,094,262
発行済口数	39,818,268口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1074
（10,000口当たり）	（11,074）

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型】

## 【純資産額計算書】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産総額	56,513,890
負債総額	30,324
純資産総額（ - ）	56,483,566
発行済口数	67,105,778口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8417
（10,000口当たり）	（8,417）

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型】

## 【純資産額計算書】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産総額	77,922,485
負債総額	44,547
純資産総額（ - ）	77,877,938
発行済口数	59,994,283口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.2981
（10,000口当たり）	（12,981）

## 【アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型】

## 【純資産額計算書】

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産総額	130,325,054
負債総額	70,880
純資産総額（ - ）	130,254,174
発行済口数	127,380,438口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0226
（10,000口当たり）	（10,226）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

## 純資産額計算書

令和 4年 7月29日現在

（単位：円）

資産総額	48,494,307
負債総額	27
純資産総額（ - ）	48,494,280
発行済口数	48,306,668口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0039
（10,000口当たり）	（10,039）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## （1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額等

2022年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信



託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年7月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	899	20,193,882
追加型公社債投資信託	16	1,402,272
単位型株式投資信託	95	483,049
単位型公社債投資信託	52	161,964
合計	1,062	22,241,167

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」「(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264

未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		533,622		565,222
未払金				
未払収益分配金		158,856		197,334
未払償還金		133,877		7,418
未払手数料	2	5,200,810	2	6,423,139
その他未払金	2	4,412,521	2	4,565,457
未払費用	2	4,755,909	2	4,328,968
未払消費税等		752,617		1,112,923
未払法人税等		873,027		769,692
賞与引当金		933,381		942,287
役員賞与引当金		160,710		149,028
その他		691,143		5,517
流動負債合計		18,606,476		19,066,990

固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2 26,689,896	2 31,644,834

広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2 2,726	2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費		76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780

その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	1	536	1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	2	5,366,608
法人税等調整額		19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
				その他利益剰余金

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採

用しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

##### (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

##### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

#### 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

##### (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

##### (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

## （会計方針の変更）

## (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## （未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

## (1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

## (2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## （貸借対照表関係）

## 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

## 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円



未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

## (損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581

合計	211,581	-	-	211,581
----	---------	---	---	---------

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

## (リース取引関係)

## 借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期	第37期
	(令和3年3月31日現在)	(令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千

円 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がないため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

## の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

## 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類していません。

（有価証券関係）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

## 2. その他有価証券

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上	株式	-	-	-

額が取得原価を 超えないもの	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
	合計	25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

### 3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

### 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

##### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

##### (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

年金資産の期首残高	2,460,824	千円	2,649,846	千円
期待運用収益	44,130		47,588	
数理計算上の差異の発生額	304,281		1,824	
事業主からの拠出額	-		-	
退職給付の支払額	159,390		115,331	
年金資産の期末残高	2,649,846		2,583,927	

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893	2,675,015
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な

要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

### [セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

#### 1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

##### （1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （関連当事者情報）

### 1.関連当事者との取引

#### （1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 （注1）	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 （注2）	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円



会社					投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円
----	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

## 第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

## 第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

## (1株当たり情報)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2022年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年7月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
  - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
  - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
  - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
  - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
  - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
  - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
  - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃  
行社員

指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 伊 藤 鉄 也  
行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月21日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型の令和4年1月14日から令和4年7月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型の令和4年7月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。



### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月21日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型の令和4年1月14日から令和4年7月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型の令和4年7月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月21日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型の令和4年1月14日から令和4年7月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型の令和4年7月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月21日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型の令和4年1月14日から令和4年7月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型の令和4年7月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。